

職業安定分科会雇用保険部会(第 173 回)	資料2
令和 4 年 8 月 23 日	

雇用保険手続における公金受取口座の取扱いの開始について

雇用保険手続における公金受取口座の取扱いの開始について

<公金受取口座の概要>

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）により、マイナポータル等を通じて、公的給付の支給等に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録し、各行政機関等が当該支給等に係る金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができる制度が創設された。
- これを踏まえ、雇用保険給付に関する事務においても、公金受取口座を利用可能とすることとする。これに伴い、**受給資格者等が公金受取口座を基本手当等の受取口座として利用する旨の意思の確認などを行う必要があることから、払渡希望金融機関指定・変更届に記載する事項について必要の改正を行う。**

<雇用保険法施行規則（様式）の改正内容>

- 払渡希望金融機関指定・変更届の様式について、以下の改正を行う。
 - ・ 第1面に、「公金受取口座利用希望」のチェック欄を設ける。
 - ・ 第2面に、公金受取口座の利用を希望する者については、払渡希望金融機関指定・変更届に口座番号等の記載が不要となり、かつ、通帳・キャッシュカード等の口座情報を確認できる書類の提出が不要となる旨等を記載する。
- 施行日は令和4年10月1日（予定）。

※ 帳票種別

12131

1. 被保険者番号

□□□□-□□□□□□□□

2. 支給番号

□□-□□□□□□□□

3. 支払区分

□

4. 金融機関・店舗コード

□□□□□□□□-□□□□□□□□□□□□□□□□□

口座番号

5. 公金受取口座利用希望

☐ マイナポータルにおいて
登録した口座を利用する
場合に「1」を記入

届 出 者	フリガナ				
	1 氏 名				
	2 住 所 又は 居 所	〒 (電話番号)			
6. 払 渡 希 望 金 融 機 関	☐	マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、左欄にチェックしてください。			
	☐	マイナポータルに登録されている公金受取口座に変更が生じ、変更後の公金受取口座への振込を希望される方は、左欄にチェックしてください。			
	※公金受取口座への振込を希望する場合、個人番号を基に情報照会を行うことに同意したものとみなします。 ※公金受取口座への振込を希望し、上記にチェックを入れた場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。 ※マイナポータルに登録されている公金受取口座に変更が生じた際は、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出してください。安定所への届出がなされない場合、変更前の口座へ振り込まれることとなります。				
	フリガナ			金融機関コード	店舗コード
	3 名 称	本店 支店			
	4 銀 行 等 (ゆうちょ銀行以外)	口 座 番 号	(普通)		
5 ゆうちょ銀行	記 号 番 号	(総合) —			
※雇用保険の給付金を複数受給している場合、この届の届出により、すべての給付金の払渡し先が指定・変更されます。 給付金ごとに払渡し先を指定・変更することはできません。					
雇用保険法施行規則第44条第2項・第3項（第62条・第65条・第65条の5・第69条・第101条の2・第101条の2の15・第101条の10・第101条の20・第102条・附則第32条において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり届けます。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 地 方 運 輸 局 長 届出者氏名 _____ 支 給 番 号 ()					
備 考					

※必ず第2面をお読みください。

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	
----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

注 意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1欄及び3欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、**あなたの本人名義**の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること（公金受取口座の利用を希望するときは不要）。
- 6 公金受取口座の利用を希望するときは、あらかじめ、下記の手続を完了していること。
 - ・マイナポータルにおいて、公金受取口座を登録していること。
 - ・公共職業安定所長に個人番号を届け出ていること。
- 7 マイナポータルに登録されている公金受取口座を変更した場合、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出すること。（安定所に登録された口座は自動的に変更されず、変更の都度、安定所に申出が必要。）
- 8 ※印欄には、記載しないこと。